



# 秋田市妊婦等包括相談支援事業および 妊婦のための支援給付のご案内

妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じ必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）」と「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」を一体的に実施します。

## 【妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)】

- 1 妊娠届出時の面談  
秋田市版ネウボラ窓口(子ども健康課)で、助産師等が面談します。
- 2 妊娠8か月頃の面談  
妊娠7か月頃にアンケートを送付します。助産師等が希望する方と面談します。
- 3 出産後の面談  
こんにちは赤ちゃん訪問などで、助産師等が面談します。



## 【妊婦支援給付金】

妊婦さんを対象に、2回に分けて給付金を支給します。  
給付金を受けるためには、妊婦給付認定の申請や胎児の数の届出が必要です。

医療機関で胎児心拍  
が確認できた後に、  
妊婦給付認定の申請  
をしてください。

### 1 申請方法

妊婦支援給付金 1回目 (妊婦1人につき5万円)	妊婦支援給付金 2回目 (子ども(胎児)1人につき5万円)
妊娠届出時に秋田市版ネウボラ窓口(子ども健康課)でご案内します。 秋田市版ネウボラ以外で妊娠届出をされた場合は、出産前に面談にお越しください。	こんにちは赤ちゃん訪問の面談時にご案内します。 郵送で申請してください。
令和7年4月1日以後、何らかの理由(流産・死産・人工妊娠中絶等)で妊娠が継続できなかった方や、お子さんを出生後に亡くされた方も1回目、2回目の給付対象です。(申請方法等は下記までお問い合わせください)	

### 【転出入の方の留意事項】

- ※秋田市に転入した方は、転出元の市区町村に妊婦支援給付金の申請をしていない場合、秋田市に申請することができます。ただし、複数の市区町村から給付金を二重に受け取ることはできません。市区町村間で支給状況を確認する場合があります。
- ※秋田市から妊婦給付認定を受けた方が2回目の給付を申請する前に秋田市外へ転出する場合、転入先の市区町村に、再度妊婦給付認定の申請が必要です。

### 2 給付金の支払方法

申請内容の確認を行い、支給の可否について通知を送付した後、指定口座に振り込みます。  
申請から振込まで、2か月程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

### 3 詳細は秋田市ホームページをご覧ください。



ご不明なことがありましたら、下記担当までお問い合わせください。

問い合わせ先  
秋田市子ども家庭センター子ども健康課(秋田市保健所2階)  
電話 018-883-1172、018-883-1175  
平日 8:30~17:15